

ポーランド週報

(2024年1月18日～2024年1月24日)

令和6年(2024年)1月26日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 国営メディアを巡る動き 法務大臣と検事総長の兼務を禁じる法改正案の発表 ポーランド政治における対立の激化に関する世論調査結果 政党別支持率に関する世論調査結果 地方選挙に関する報道ぶり 有罪判決を受けて服役中の「法と正義」(PiS)政治家に対する大統領による恩赦 シコルスキ外相とレインダース欧州委員会司法担当委員との会談 ボドゥナル法務大臣とレインダース欧州委員会司法担当委員との会談 ドゥダ大統領夫妻のリトアニア訪問 トウスク首相のキーウ訪問 シコルスキ外相のEU外務理事会出席 「ドラゴン24」演習の発表 トウスク首相、ポーランド・ウクライナ政府間協議の日程を発表								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5000 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 国境警備隊の最高司令官が交代 グダンスク市長を殺害した犯人に終身刑判決								
経済 パヴェウ・コヴァウ・ウクライナ開発協力政府全権大使就任 国家復興計画(KPO)の見通し ウクライナ避難民支援特別法の延長 12月のポーランド景気は回復基調 日本企業がポーランドのジュースブランドに投資 ポーランド、ウクライナ産小麦の禁輸措置はルールができるまで解除せず 産業省が原子力分野を担当 気候・環境大臣インタビュー								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

国営メディアを巡る動き【18日・22日】

18日、憲法法院は、「法と正義」(PiS)の議員たちの要請に応じ、シェンキェヴィチ文化・国家遺産大臣がポーランド国営放送(TVP)とポーランド・ラジオ(PR)の経営陣の人事交代を行うとともに、両社を清算状態に置くための法的根拠とした法令について審理を行い、国営メディアを清算状態に置くことはできず、シェンキェヴィチ文化大臣による行為は法的拘束力を有さないとの判断を下した。シェンキェヴィチ文化大臣は、通称「ダブル・ジャッジ」と呼ばれる裁判官の出席を得て下された判決は普遍的に法的拘束力を持たず、確定ではないと述べた。

22日、ワルシャワ地方裁判所は、TVPとPRを清算状態に置く申請を棄却した。シェンキェヴィチ文化大臣は、「メディアの運営にとっては何の意味も持たない。告訴の結果として、経済裁判部が清算人任命決議の合法性または違法性について最終判断を行う瞬間が来るのを待っている。」と述べ、控訴する用意があることを明らかにした。

法務大臣と検事総長の兼務を禁じる法改正案の発表【19日】

19日、ボドゥナル法務大臣兼検事総長は、法務大臣と検事総長の兼務を解消するための法改正案を発表した。法務省HPIによれば、検事総長は下院によって絶対過半数をもって選ばれ、上院の承認を得て任命を受けることになる。また、検事総長の任期は6年で1期のみとすることが検討されているという。さらに、検事総長に就くことができるのは、継続して20年以上にわたり検察官を務めており、かつ、過去10年間にわたり他の職業に就いていなかったことを証明できる者に限定される。加えて、検事総長は、一部の例外を除く他の職業と兼務したり政党に所属したりすることは禁じられる。

ポーランド政治における対立の激化に関する世論調査結果【19日】

19日、世論調査機関IBRiSが行った現在のポーランド政治に関する世論調査結果が発表された。「ポーランドでは政治的対立が激化していると思うのか？」と問われ、ポーランド人の59.7%が「完全に賛成する」、25.4%が「どちらかといえば賛成する」、12.0%が「どちらかといえば反対する」、0.6%が「完全に反対する」と答えた。誰が対立を起しているかについては、与党支持者のうち、42%が野党、17%が政権与党、20%が大統領、だと答えた反面、野党支持者の中では、74%が政権与党、6%が野党、14%が全員だと答え、大統領が責任を負っているとの意見は出なかった。

政党別支持率に関する世論調査結果【22日】

22日、世論調査センター(CBOS)が行った政党別支持率や現政権の活動ぶりに関する世論調査結果が発表された。政党別支持率に関し、「市民連立」(KO)と「法と正義」(PiS)はどちらも29%の支持を得て同率となった。昨年12月に行われた調査結果と比べるとKOは4%支持を伸ばした反面、PiSは1%支持を落とした。また、「第3の道」は10%(先月比-3%)、「左派」は7%(先月比-2%)、「同盟」は10%(先月比+1%)とそれぞれ支持を得ていることがわかった。なお、政権与党が過去1か月にわたり講じてきた措置に関する評価では、約52%が「期待に込めている」、約40%は「期待に込めていない」、約8%は「意見を持っていない」と考えているという。

地方選挙に関する報道ぶり【23日】

23日、ジェチポスポリタ紙は、連立与党は①「市民連立」(KO)と「左派」、②「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)の2つのブロックに分かれて地方選挙に臨む可能性が高いと報じた。現在、県レベルにおけるKOと「左派」による共同リスト作りについて協議中であるという。「左派」は県議会選挙についてはKOと選挙協力を結ぶことを認める可能性が出てきているが、特定の市町村については異なる対応をとるかもしれないと考えられている。2023年の年末、「左派」は、ワルシャワ市長選挙においてKOのチシャスコフスキ副党首(現職)を支持しないと述べていた。他方、クラクフ市長選挙においては、PSLが連立与党全体で統一候補を立てることを求めているという。非公式ながら、KOは1月から2月にかけて主要都市において誰を市長候補に挙げるかに関して重要な決定を下すことになっていると報じられた。

有罪判決を受けて服役中の「法と正義」(PiS)政治家に対する大統領による恩赦【23日】

23日、ドゥダ大統領は、有罪判決を受けて2年間の自由剥奪刑に処されていた、「法と正義」(PiS)所属の政治家であるカミンスキ氏(元内務・行政大臣)とヴォンシク氏(元内務・行政副大臣)に対し、恩赦を与える決定を下した。ドゥダ大統領は、両名に恩赦を与えるプロセスを進めるべくボドゥナル法務大臣兼検事総長からの意見を求め、ボドゥナル法務大臣兼検事総長は恩赦を与えないよう意見を出したが、法的拘束力を有さないため、ドゥダ大統領は恩赦を適用する判断を行うに至った。カミンスキ氏は、釈放された後、「トウスク首相、ホウオヴニャ下院議長、すぐにお会いすることになるであろう。」と述べた。カミンスキ氏とヴォンシク氏は下院議員を務めていたが、有罪判決を受けると下院議員を務めることはできないと憲法で定められているため、連立与党側の考え

では既に議員資格を失っているが、野党側は両名が

まだ議席を有したままであると盛んに発信している。

外交・安全保障

シコルスキ外相とレインダース欧州委員会司法担当委員との会談【19日】

19日、シコルスキ外相は、ワルシャワを訪問しているレインダース欧州委員会司法担当委員と会談し、ポーランドにおける法の支配と憲法秩序の回復に向けたポーランド当局の最新の取組について説明した。シコルスキ外相は、ポーランドに対するEU資金の完全な支払いに向けて、欧州委員会はポーランド政府の改革の決意を考慮すべきであると指摘した。また、シコルスキ外相は、ポーランドは法の支配に関する欧州人権裁判所(ECHR)の判決を特に重視していると強調した。会談では、ウクライナに対する国際犯罪についてのロシアの説明責任と、ロシアの凍結資産をウクライナの支援と復興に活用する必要性についても話し合われた。

ボドゥナル法務大臣とレインダース欧州委員会司法担当委員との会談【19日】

19日、ボドゥナル法務大臣は、ワルシャワを訪問したレインダース欧州委員会委員と会談を行った。ポーランドにおける法の支配の回復やポーランドに対するEU条約第7条手続の展望に話題が及んだ。ボドゥナル法相は、「市民のため、憲法的価値の尊重のため、法の支配を回復させることが我々にとって重要である。我々は欧州委員会と対話を行い、マイル・ストーンの実現に向けた次のステップを完了させつつある。」と述べた。レインダース委員は、「ポーランドの法の支配を回復させ、EU条約第7条手続に終止符を打つために何が 필요한のかについて議論を行った。」と述べ、新政権がとっている行動についてボドゥナル法相に謝意を伝えた。また、レインダース委員は、「しかし、法の支配の回復はシンプルな手続ではない。」と断りつつ、「欧州委員会はポーランドの全国裁判所評議会(KRS)における独立性と裁判官任命プロセスにおいて果たすべき重要な役割の回復に関心を抱いている。」と語った。さらに、レインダース委員は、欧州検察庁への加盟に向けてポーランドがとっている行動を高く評価した。

ドゥダ大統領夫妻のリトアニア訪問【21日】

21日、ドゥダ大統領夫妻は、リトアニアを訪問した。リトアニアでは、ナウセーダ大統領との首脳会談を行うとともに、1月蜂起の161周年を記念する祝賀行事に参加した。

トウスク首相のキーウ訪問【22日】

22日、トウスク首相は、キーウを訪問し、ゼレンスキー大統領やシュミハリ首相らと会談を行った。また、トウスク首相は、ロシアとの戦争で亡くなった人々に追悼を捧げるとともに、ウクライナ統一記念日の一環としてウクライナ人学生と懇談を行った。トウスク首相が指摘したように、ポーランドは、対ロシア戦争におけるウクライナと同国による完全なEU加盟のために支援を行っていく。

シコルスキ外相のEU外務理事会出席【22日】

22日、シコルスキ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合は、ロシアによるウクライナ侵略及び中東情勢に焦点が当てられた。シコルスキ外相は、ポーランドは、ウクライナへの更なる軍事支援のための資金確保の重要性を指摘し、EU全体で必要な量・質の軍事産業の生産を加速することが重要であると付言した。また、シコルスキ外相は、欧州平和ファシリティの重要性を強調し、同ファシリティの一環としてウクライナ支援ファンドの作業即時再開を求めた。そして、ロシアの凍結資産のウクライナへの割り当てが必要であることを主張し、必要な法的手段の整備を求めた。中東情勢に関してシコルスキ外相は、EUは二国家解決に焦点を当て続けるべきであると述べた。同時に、同外相は、この解決を達成するのは、利害関係者双方が意欲を示した場合にのみ可能であると述べ、現状のイスラエル当局の発言や行動にはその意思が見て取れない、と強調した。

「ドラゴン24」演習の発表【23日】

23日、国防省は、2024年の前半に最も重要な戦術演習として早ければ2月下旬から3月上旬にかけて「ドラゴン24」演習を実施することを発表した。同演習は、NATOが計画し約9万人の部隊が参加する「ステッドファスト・ディフェンダー24」演習の枠組みの下で行われ、約1万5千人のポーランド軍の兵士や約2万人の同盟国の兵士が参加する。

トウスク首相、ポーランド・ウクライナ政府間協議の日程を発表【24日】

24日、トウスク首相は、22日にキーウを訪問した機会に実施を表明していたポーランド・ウクライナ政府間協議の日程について、3月後半にワルシャワで開催される予定であると発表した。

治 安 等

国境警備隊の最高司令官が交代【19日】

19日、国境警備隊の新最高司令官にロバート・バガン氏が就任した。バガン新最高司令官は、ポーラ

ンド中央部を管轄するナドヴィシュランスキ国境警備部隊の司令官を務めていた。前任のトマシュ・ブラガ氏は、国境警備隊史上最長の6年間、最高司令官を

務めた。

グダンスク市長を殺害した犯人に終身刑判決【23日】

23日、北部グダンスク市の裁判所は、2019年1月にパヴェル・アダモヴィチ市長(当時)を殺害したステファン・イルモント氏に対し、終身刑の判決を言い渡した。アダモヴィチ市長は、2019年1月13日、グ

ダンスクで行われていた慈善コンサート中に刺され、翌日に死亡した。当時27歳であった犯人は現場で逮捕された。この襲撃はテレビで生中継され、ポーランド中を驚愕させた。また、一部の政治家や政府寄りのメディアの扇動的な報道が犯人に影響を与えた可能性があるとして野党政治家からの非難も招いた。

経 済

経済政策

パヴェウ・コヴァウ・ウクライナ開発協力政府全権大使就任【22日】

コヴァウ下院外交委員会委員長がウクライナ開発協力政府全権大使に就任した。コヴァウ全権は、ポーランド市場、欧州市場、そして開かれたウクライナ市場間の相乗効果を構築する必要性を強調し、凍結されたロシアの資産からの所得を移転するという政治的合意を前向きな一歩と捉え、ポーランド企業にとってのウクライナ市場への物流アクセスの重要性を強調し、欧州農業市場保護の重要性を強調している。また、輸出信用保険公社(KUKE)による支援や、様々な機関による投資支援など、ウクライナにおけるポーランドの起業家のための現在進行中のプロジェクトについて言及し、円滑な国境通過の重要性、ポーランド・ウクライナ間の経済問題解決における政府間委員会の役割についても言及した。

国家復興計画(KPO)の見通し【23日】

政府は、2024年の第1次、第2次、第3次支払要請を通じて、EU復興計画から約185億ユーロの確保を目指している。約80億ユーロが補助金で、約105億ユーロが融資となる。一方、国家復興計画(KPO)資金の第4次および第5次申請額は127億ユーロに達し、ポーランドは2025年上半期にこの資金を獲得する。計画全体では312億ユーロが割り当てられ、ポーランドが受け取るべきKPO資金総額5

98億ユーロの半分以上を占める。政府は2026年8月31日までにKPO資金を改革と投資に活用しなければならないが、2023年12月15日にトウスク政権から最初の支払い要求が提出され、2024年4月に資金が払い出される予定である。

注目すべきは、無条件で50億ズロチが前払いされ、その一部がすでに支出されていることである。これは、欧州委員会(EC)がポーランドの「法と正義」(PiS)を政権から排除するための政治的圧力としてKPO封鎖を利用したとの野党の批判を引き起こした。

ウクライナ避難民支援特別法の延長【23日】

ポーランド政府は、3月4日に期限切れとなるウクライナ避難民のための特別法を6ヶ月延長する予定である。この延長期間中、最も弱い立場にある避難民に支援が届くよう、各省庁や支援団体との協議が行われる。内務行政省(MSWiA)は、531,000人のウクライナ避難民が2023年12月まで集団住宅センターでの食費と宿泊費の一部負担プログラムの恩恵を受けていることを明らかにしている。シェパンスキ内務副大臣は、避難民がポーランドとウクライナとの行き来を悪用した事例、ポーランドでの支援を利用しながらウクライナでの収入を維持している事例等を示しつつ、ポーランドにおける無条件の援助と高額な保護など、行き過ぎたケースにも対処するため、政府が法律で改善策を策定することを約束した。

マクロ経済動向・統計

12月のポーランド景気は回復基調【22日】

12月のデータは景気回復を示している。INGBSKは、過去12ヶ月間0.5%を超えていなかった経済成長が3%程度になると予測している。建設部門は、エコノミストは5%の成長しか予想していなかったが、前年同期比14%増となった。12月の工業生産高は3.9%減となったが、季節調整済みベースでは前年

同月比2.9%増となり、ほぼ2年ぶりの高い伸びとなった。12月の雇用も11月に比べ増加し、民間部門の平均給与総額は8033ズロチと前年同月比9.6%増加した。12月の小売売上高は減少し、前年同月比2.3%減となった。しかし、10月以降2.8%増加している。

ポーランド産業動向

日本企業がポーランドのジュースブランドに投資【22日】

東京証券取引所に上場しているDyDoグループは、清涼飲料の製造・販売を行うWosana社の買収に約

2億PLN(4560万ユーロ)を投じる。ポーランドは欧州市場開拓の足がかりとなる。

ポーランド、ウクライナ産小麦の禁輸措置はルールができるまで解除せず【24日】

ポーランドの農業大臣は、ポーランドとウクライナが二国間の物資輸送に関するルールを定めるまで、ウクライナ産小麦の禁輸措置は解除されないと述べた。火曜日にブリュッセルで行われたEU農相会議の後、同大臣はポーランドの農民の期待について語った。

同大臣によれば、ポーランドはウクライナがルーマニアと設定したのと同じモデルに従いたいと考えている。このモデルでは、ウクライナ政府は特定の商品の輸出許可を発行し、ルーマニア政府はルーマニア側の状況を監視する。「(そのモデルによって)輸出

の透明性が確保され、その規模も把握できる」とシェキエルスキ大臣は述べた。同大臣は、ウクライナとの交渉が容易でなかったことを認めたが、自分の立場を貫いた。

彼は「一定の規制を設けなければ、農民の憤りはヨーロッパ全体、そしてEU加盟国のすべての国に広がることをEUは気づき始めている。」と指摘した。「物資輸送に関する二国間ルールを交渉するまでは、禁輸措置は解除されない。合意に至って初めて、禁輸措置の問題を議論することになる。」と彼は加えた。

エネルギー・環境

産業省が原子力分野を担当【24日】

マジェナ・チャルネツカ産業大臣は、1月22日にカトヴィツェのソスノヴィエツで開催された地域商工会議所主催の会合において、同省の権限にエネルギー資源分野(原子力、水素、ガス、石油政策、鉱業)が含まれることを確認した。また、産業省の本部をカトヴィツェのポフスタンツフ通り30番地の建物(現在のPGGポーランド鉱業グループ本社)に置くことも発表した。歴史的には、第二次世界大戦後、ここに鉱業・エネルギー省が置かれていた。チャルネツカ大臣はこれを「原点回帰」と呼んだ。

気候・環境大臣インタビュー【24日】

2023年12月より気候・環境大臣を務めるパウリナ・ヘンニグ＝クロスカ氏は、ポズナンのアダム・ミツキェヴィチ大学で政治学を専攻し、ポズナン経済大学で財務分析と統計を学んだ。銀行業界で数年間取締役を務めた後、2015年より、ヴィエルコポルスキ県選出の国会議員、下院財務委員会委員、下院エネルギー・気候・国有財産委員会副委員長、ポーランド2050党副総裁を務める。

地元紙のインタビューに答えた彼女は、ポーランドには早急に原子力発電所が必要であるため、原子力発電所建設プロジェクトの監査は建設作業を止めることはできないと述べた。2か所目の原発立地選定プロセスは現在進行中であり、1か所目の原発の立地変更の議論は、その建設を10年遅らせること

になる(ポーランドは気候変動目標を達成するために2030年代に原発を必要としているが、2033年の建設可能性が2043年になってしまう)。

最初の発電所の建設地は、ポモルスキ県のコシェヴォに決定した。同地での原子力発電所建設計画の分析は現在も進行中であるが、立地選定の妥当性に関わるものではなく、プロジェクトの実施スケジュールや資金源に関するものである。結論は、今年中に予定されているポーランド原子力開発計画(PPEJ)の更新に含まれる予定である。

原子力分野の監督官庁は気候・環境省から産業省に移されるが、再生可能エネルギーについては引き続き気候・環境省が担当する。気候・環境大臣は、ポーランドのエネルギーバランスには風力発電のシェア拡大が非常に不足していることを認めている。現在、再生可能エネルギーに関する法律の幅広い改正作業が進められており、いわゆる風車法に関する変更も含まれる予定である。遅くとも3月には草案ができあがり、その後協議が始まる。しかし、新しい法案には、大型風車の建物からの最短距離が500mに短縮されることが含まれることは間違いない。2030年までにCO2排出量を55%削減し、2050年には気候中立を達成するという目標があるため、再生可能エネルギーの問題は非常に重要である。ヘンニグ＝クロスカ氏は、野心的な気候政策に賛成しているが、それは社会と経済にとって安全なものである。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に

存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列

は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

【開催中】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所： Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail.wr.mofa.go.jp)